

メディシェフ認定者 行動規範

一般社団法人 地域ウェルネス共創機構

前文（「メディシェフ」資格とその制度について）

1. 一般社団法人地域ウェルネス共創機構

一般社団法人地域ウェルネス共創機構（以下、「機構」という。）は、医師・管理栄養士・調理人として第一線で活躍する経験豊富な講師陣による、エビデンスに基づいた医食と独自のノウハウに基づいたプログラムを提供し、知識や実技検定を実施し、認定を行う。

2. 機構認定「メディシェフ」の商標等の使用

メディシェフ講座受講者は、機構が実施する試験を受験し、一定水準の結果を収めることで、機構認定「メディシェフ」として活動することができる。下記3に示す通り、機構が定める認定基準の階級を分け、それぞれに必要な知識水準や実践力を認定する。その中で「メディシェフ」「メディシェフプロ」は事前に機構の承認を得たうえで、機構やメディシェフのロゴマーク、商標等を使用することが可能となる。

3. 「メディシェフ」資格の階級

メディシェフは知識量や実技能力により、次の3段階に分類する。

「メディシェフジュニア」は、メディシェフ入門編の講座を受講し、知識確認試験に合格した者を対象とする。自分や家族の健康にあった食材を選ぶことができるほか、食による生活習慣病予防のために必要な基礎知識を持つ。

「メディシェフ」は、メディシェフの講座を受講し、知識確認やレシピ作成の試験に合格した者を対象とする。健康食全般の実践的な知識を持ち、生活習慣病の予防・改善のためのレシピを自ら考案し、作ることができる。

「メディシェフプロ」は、メディシェフ保持者や食に携わる知識や実務保有者を対象に、メディシェフプロの講座を受講し、所定の試験に合格した者を対象とする。ヘルスケア業界に関わるマーケティング・ブランド戦略を持った上で、機構が定める基準に沿って新しいサービスや

商品を生み出すことができる。

4. 「メディシェフ」受講の権利

「メディシェフ」の受講可能期間（サービス提供期間）は申込日より1年間とする。

受講可能期間中は知識試験の受講は何度でも可能であるが、レシピ試験は2回まで無料で再試験が可能とする。それ以降は1回採点あたり再受講料が必要となる。

メディシェフ行動規範

第1条（メディシェフの行動指針）

「メディシェフ」は、地域ウェルネス共創機構が目指す「誰もが幸せや喜びを感じながら食生活を送ることのできる社会の実現」という「メディシェフ」の行動指針を理解し、遵守しなければならない。

第2条（受講料の支払い義務）

「メディシェフ」は、機構が定める講座受講料を納めなければならない。

第3条（禁止行為）

「メディシェフ」は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (2) 第三者の財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為
- (5) 信用を損なうような行為
- (6) メディシェフ資格を表示して、第三者の健康上の状態を診断または検査する行為その他の医師法第17条で禁止されている医業
- (7) メディシェフ資格を表示若しくは利用して、又はメディシェフ資格のネットワークを利用して、政治・宗教に関わる勧誘、連鎖販売取引及びこれに類似する勧誘を行う行為
- (8) 提供される情報を改ざんする行為
- (9) 運営するウェブサイト有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (10) 「メディシェフ」資格を利用して、景品等表示法または薬機法で禁止されている広告をする行為
- (11) その他、法令に違反する行為

(12) その他、不適切と判断する行為

(13) 前各号の何れかに該当する恐れがあるものと、判断する行為

第4条（著作権・商標の保護）

1. 以下に定義する著作物に関する著作権、ノウハウその他一切の知的財産権は、すべて機構に帰属するものとする。

(1) 機構が発行した写真、映像や書籍

(2) 「メディシェフ」が機構に提出したレシピ

(3) 機構を通じて「メディシェフ」が考案・認定したサービスや商品

(4) 上記(2)(3)及びそれらに付帯する写真や動画など。

2. 「メディシェフ」有資格者でない者がメディシェフと名乗って活動していたり、機構や「メディシェフ」のロゴ等著作物を使用していることを発見、認識した場合には、機構に通知しなければならない。

3. 「メディシェフ」以上の有資格者（「メディシェフ」及び「メディシェフプロ」をいう。）は、メディシェフとして活動するにあたり、メディシェフとしての品格・品質の保持やコミュニティの保護を目的とし、本規約を遵守しなければならない。

第5条（退会）

「メディシェフ」が以下のいずれかに該当する場合には、機構認定の「メディシェフ」資格を喪失し、自動的に機構を退会したものとみなす。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反し、機構が除名を決定した場合

(2) 「メディシェフ」が所定の手続きに従い退会を申し出た場合

第6条（本規則の変更）

一ヶ月間の事前通知を機構公式ホームページ上で行うことにより、本規則を随時変更することができるものとする。かかる期間はウェブサイト上にその旨を掲載した日から起算するものとし、期間の満了により全ての「メディシェフ」が本規則の改定を了承したものとみなす。

第7条（紛争解決）

機構と会員間、及び登録「メディシェフ」間の紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は裁判に移行することとし、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

(2018 年 1 月 1 日制定)

(2026 年 4 月 1 日改定)

一般社団法人 地域ウェルネス共創機構

〒424-0816 静岡県静岡市清水区真砂町 3-27

電話：054-366-8785